|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 決　裁 | 課　長 | 係　長 | 係 |
|  |  |  |  |
| みなし口径適用申請書年　　月　　日　　富　士　見　町　長　様申請者　住　　所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号富士見町みなし口径適用に関する要綱第3条の規定による料金算定を受けたいので、次のとおり申請します。 |
| 設置場所 | 富士見町　　　　　　　　　　　　　　番地 |
| 使用者名 |  |
| 設置メーター | 口径：φ　　　　　　㎜ |
| みなし口径 | 口径：φ　　　　　　㎜ |
| 申請理由 | * 使用状況の変更

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）* その他

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| (注意)　１　給水装置の廃止、改造、使用者（所有者）の変更、申請時と、使用状況が変更し口径が過大と認められなくなったときは、みなし口径の適用決定は取消しとなります。　　　 ２　みなし口径の適用が取り消された場合は料金の再算定を行います。　　　 ３　使用者の変更があった場合は、再度申請が必要となります。 |
|  | 入力 | チェック |
|  |  |  |